

「指定通所介護」
「指定総合事業通所型サービス」
重要事項説明書

Reful 株式会社
デイサービス小笹町

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第 4071003398 号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定総合事業通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 秘密保持及び個人情報の使用	8
7. 苦情・相談の受付	8
8. 緊急時の対応方法	9
9. 事故発生時の対応	9
10. 非常災害対策	9
11. 持ち物について	9.10
12. 情報公表、行政監査、第三者評価	11
13. サービスに関する留意事項	11
14. 契約の終了について	11

1. 事業者

- (1) 事業所運営法人 R e f u l 株式会社
- (2) 法人所在地 福岡市中央区小笹 4-5-2 クラシオン小笹山手 2 番館 1 階
- (3) 電話番号 092-522-2901
- (4) 代表者氏名 平 山 健 司
- (5) 設立年月 令和 3 年 1 月 8 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護（令和 4 年 2 月 1 日指定）
指定総合事業通所型サービス（令和 4 年 2 月 1 日指定）

(2) 事業所の目的

利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

- (3) 事業所の名称 デイサービス小笹町
- (4) 事業所の所在地 福岡市中央区小笹 4 丁目 5 番 2
- (5) 電話番号 0 9 2 - 5 2 2 - 2 9 0 1
- (6) 事業所長管理者氏名 平山 健司

(7) 当事業所の運営方針

- ①指定通所介護並びに指定総合事業通所型サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ②事業者自らその提供する指定通所介護及び指定総合事業通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ③指定通所介護及び指定総合事業通所型サービスの提供に当たっては、通所介護計画（または総合事業通所型サービス計画）に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう、機能訓練等の必要な援助を行います。
- ④従業者は、指定通所介護及び指定総合事業通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑤指定通所介護及び指定総合事業通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

⑥指定通所介護及び指定総合事業通所型サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるよう努力します。

尚、事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めます。

(8) 指定年月日 令和4年2月1日

(9) 利用定員 20名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福岡市中央区、城南区、南区、博多区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日
休業日	日曜日。台風や積雪等の自然災害時。 8月13日～8月15日（お盆期間） 12月30日～1月3日（年末年始）
営業時間	月～土 08:30～17:30
サービス提供時間	月～土 09:30～16:45

※サービス提供時間帯は、「送迎サービス」の都合上多少前後することがあります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービス並びに指定総合事業通所型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤
1. 施設長（管理者）	1人以上	0
2. 介護職員	2人以上	0
3. 生活相談員	1人以上	0
4. 看護職員	1名以上	1人以上
5. 機能訓練指導員	1名以上	1人以上

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 08：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間 08：30～17：30
3. 機能訓練指導員	勤務時間 08：30～17：30

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスには、（１）利用料金の９割、８割、７割が介護保険から給付されるものと、（２）利用料金の全額をご利用者に負担いただくものがあります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

＜サービスの内容＞

① 入浴 ご利用者の入浴の介助を行います。

② 排泄 ご利用者の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 送迎サービス ご利用者の希望にて、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

・送迎中は原則として事業所とご自宅間での途中下車は行いません。

・送迎をご希望されない場合、提供時間外に事業所外での事故等については事業所は一切の責任を負いません。

⑤ アクティビティ

ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成された計画に基づき、集団的なレクリエーション、創作活動等を行います。

＜サービス利用料金＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

《通所介護サービス（通常規模型通所介護）

☆介護報酬 1 単位当たりの単価は、 10.45 円です。

・ サービス提供時間 6 時間以上 7 時間未満（1 回あたり）

1. ご利用者の要介護度とサービス 利用料金	要介護 1 6102 円	要介護 2 7200 円	要介護 3 8318 円	要介護 4 9415 円	要介護 5 10534 円
2. サービス利用に係る 1 割自己負担額	610 円	720 円	832 円	942 円	1,053 円
3. サービス利用に係る 2 割自己負担額	1,221 円	1,440 円	1,664 円	1,883 円	2,107 円
4. サービス利用に係る 3 割自己負担額	1,831 円	2,160 円	2,495 円	2,825 円	3,160 円

・ サービス提供時間 7 時間以上 8 時間未満（1 回あたり）

1. ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護 1 6,876 円	要介護 2 8,120 円	要介護 3 9,405 円	要介護 4 1,069 円	要介護 5 1,200 円
2. サービス利用に係る 1 割自己負担額	688 円	812 円	941 円	1,069 円	1,200 円
3. サービス利用に係る 2 割自己負担額	1,375 円	1,624 円	1,881 円	2,138 円	2,399 円
4. サービス利用に係る 3 割自己負担額	2,063 円	2,436 円	2,822 円	3,207 円	3,599 円

《その他の料金》（介護職員処遇改善加算提供事業所）

・ 入浴サービス利用料金（入浴を希望される方のみ 1 回あたり）

1. ご利用者の要介護度とサービス 利用料金	要介護 1～5 418 円
2. サービス利用に係る 1 割自己負 担額	42 円
3. サービス利用に係る 2 割自己負 担額	83 円
4. サービス利用に係る 3 割自己負 担額	125 円

・ 個別機能訓練加算

1. ご利用者の要介護度とサービス 利用料金	要介護 1～5 585 円
2. サービス利用に係る 1 割自己負 担額	59 円
3. サービス利用に係る 2 割自己負 担額	117 円
4. サービス利用に係る 3 割自己負 担額	176 円

《総合事業通所型サービス（介護職員処遇改善加算提供事業所）（1月あたり）》

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 基本サービス 18,789 円	要支援 2 基本サービス 37,839 円
2. サービス利用に係る 1 割自己負担額	1,879 円	3,784 円
3. サービス利用に係る 2 割自己負担額	3,758 円	7,568 円
4. サービス利用に係る 3 割自己負担額	5,637 円	11,352 円

※公費負担となる対象者

- ①原爆（福祉）19
- ②中国残留邦人
- ③生活保護

上記公費対象者は、自費（食事代等）のみご負担となります。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

1 カ月にご利用された総単位数（要支援状態区分別サービス費に各種加算を加えた総単位数）に、下記のサービス別加算率を乗じて算出されたものを言います。

- ① サービス別加算率 ……8%
- ② 当該加算は、すべてのご契約者に加算されます。
- ③ 当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象外です。

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ご利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

①食事

当事業所では、ご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています（食事時間 12：00～13：00）。ご利用者に提供する食事にかかる費用は次の通りです。

食費（昼食・おやつ・飲料）1回あたり＝700円

カリウム制限食：+200円

特別減塩食：+200円

アレルギー対応：+200円

注）好みによる食事内容の変更は主菜のみとなります。

②レクリエーション、趣味的活動

活動の内容によっては材料費や旅費等をご負担いただく場合がございます。

参加費用や詳細については事前に文書にてお伝えし、同意を得たうえで実施いたします。

③リハビリパンツ類

やむを得ずリハビリパンツ類を事業所が提供した場合は実費請求となります。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

（３）利用料金のお支払方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求します。詳しくは担当職員へお尋ね下さい。

（４）利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等急を要する場合は、この限りではありません。

利用予定当日8時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定当日8時30分以降に申し出があった場合	700 円（食事代相当額）

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. 秘密保持及び個人情報の使用

- （１）当事業所の従事者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- （２）当事業所の従事者であった者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- （３）当事業者では、別途定めた「個人情報の利用目的」の範囲内に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、ご利用者又はご家族の個人情報を使用します。

7. 苦情・相談の受付

(1) 当事業所における苦情・相談の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情・相談受付窓口（担当者） 平山 健司

受付時間 毎週月曜日～土曜日 08:30～17:30

電話番号 092-552-2901

FAX 092-552-2921

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡市博多区 福祉・介護保険課	所在地 福岡市博多区博多駅前 2-19-24 大博センタービル 3F 電話番号 092-419-1081・FAX 092-441-1455 受付時間 午前9時～午後5時
福岡市中央区 福祉・介護保険課	所在地 福岡市中央区大名 2丁目5の3 1 電話番号 092-718-1102・FAX 092-771-4955 受付時間 午前9時～午後5時
福岡市東区 福祉・介護保険課	所在地 福岡市東区箱崎 2丁目54の1 電話番号 092-645-1069・FAX 092-631-2191 受付時間 午前9時～午後5時
福岡市南区 福祉・介護保険課	所在地 福岡市南区塩原 3丁目25の3 電話番号 092-559-5125・FAX 092-512-8811 受付時間 午前9時～午後5時
福岡市早良区 福祉・介護保険課	所在地 福岡市早良区百道 2丁目1の1 電話番号 092-833-4352・FAX 092-831-5723 受付時間 午前9時～午後5時
福岡市西区 福祉・介護保険課	所在地 福岡市西区内浜 1丁目4の1 電話番号 092-895-7063 FAX 092-881-5874 受付時間 午前9時～午後5時
福岡市城南区 福祉・介護保険課	所在地 福岡市城南区鳥飼 6丁目1の1 電話番号 092-833-4170・FAX 092-822-2133 受付時間 午前9時～午後5時
福岡県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13の47 ◆介護給付費の審査支払に関する事こと 電話番号 092-642-7858・FAX 092-642-7856 ◆介護サービス苦情処理に関する事こと 電話番号 092-642-7859・FAX 093-642-7857

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、ご利用者の主治医にご報告するとともに、ご指定の連絡先にも連絡します。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画を作成し、当該消防計画に基づく次の業務を行います。

- ①消火、通報及び避難の訓練
- ②防設備、施設等の点検及び整備
- ③従業員の火器の使用又は取扱いに関する監督
- ④その他防火管理上必要な業務

・ 11. 持ち物について

・利用者は、サービスを受けるために必要な物品等をお持ちいただくことがございます。

- ① 入浴・・・着替え、リハパン類、タオル、髭剃り等

必要なものはお持ちください。

シャンプーやボディソープは事業所で用意しておりますが、

個人に合うものをご使用の場合はお持ちください。

- ② 連絡帳

- ③ お薬

※原則として、飲食物の持ち込みは禁止いたします。

ただし、医療・健康上必要な場合は事前にご相談下さい。

注意) 利用者間での物のやり取りについて

・デイサービス利用中は利用者間での飲食物や現金または商品等の受け渡しは禁止いたします。

上記内容が原因でのトラブル等につきまして事業所は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

・12. 情報公表サービス・行政監査・第三者評価について

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

社会福祉法第 78 条に社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならないと、自己評価について努力義務を規定しています。

■ デイサービス小笹町の第三者評価機関による受審の実施状況

- ① 情報公表サービス・・・毎年実施。インターネットにより公表
- ② 行政監査・・・無
- ③ 第三者評価・・・未実施
- ④ 社内監査・・・実施

・13 サービスに関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度出来て当然」など理不尽なサービスの要求や一方的な根拠のない苦情を発し続ける行為
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

・14 サービス契約の終了

事業者は、通所介護契約書の第 14 条（事業者の解約権）の内容に該当し、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合は、サービス契約を解除することができる。